

## 化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：純正化学株式会社 古田 大貴)

化学物質に関する法律で平成27年9月から平成27年11月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

### 1. 安衛法関連の改正

(1) ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバーに係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成27年政令第294号)が平成27年8月12日に、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第141号)が平成27年9月17日に公布されました。

これら改正政省令は、平成27年11月1日から施行・適用されます。一部の規定については、施行後も一定期間猶予されます。

今回の改正で、ナフタレンは表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。リフラクトリーセラミックファイバーは表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121.html>】

### (2) 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、届出があった「新規化学物質」の名称が公表されました。

通し番号：24289～24554 (256物質)

(厚労省告示第388号 平成27年9月25日付)

【厚生労働省「職場のあんぜんサイト」：

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201509kag\\_new.htm](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201509kag_new.htm)】

### 2. 医薬品医療機器等法関連

#### (1) 指定薬物の追加

厚生労働省令第140号(平成27年9月16日付)により、新たに4物質が指定薬物になりました。

- ① 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ② 1-(ベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ③ 2-[(メチルアミノ)メチル]-3,4-ジヒドロナフタレン-1(2H)-オン及びその塩類
- ④ N-メチル-1-(ナフタレン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(施行日：平成27年9月26日)

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000097658.html>】

(2) 厚生労働省令第164号(平成27年11月26日付)により、新たに8物質が指定薬物になりました。

- ① N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(2-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド
- ② 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン
- ③ 2-(ナフタレン-2-イル)-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸メチルエステル
- ④ 2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸イソプロピルエステル

- ⑤ N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェネチル)ピペリジン-4-イル] ブタナミド
- ⑥ 2-(3-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン
- ⑦ [1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル)メタノン
- ⑧ 3-メチル-2-(4-メチルフェニル)モルフォリン

(施行日：平成27年12月5日)

【厚生労働省ホームページ:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104903.html>】

### 3. 麻薬向精神薬関係の改正

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成27年10月2日付政令第354号)の公布により新たに4物質が麻薬に指定されました。なお、麻薬に指定された4物質は、平成27年10月2日付厚生労働省令159号にて指定薬物だったものが指定から外されています。

- ① 2-(4-クロロ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン
- ② 3,4-ジクロロ-N-{[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル}ベンズアミド
- ③ 2-(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン
- ④ 2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)エタンアミン

注：麻薬として指定する物には上記物質の塩類及びこれらを含む物を含む。

(施行日：平成27年11月1日)

【厚生労働省ホームページ:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098723.html>】

### 4. 食品衛生法関係

食品衛生法第10条の規定に基づき、食品衛生規則の一部が改正され別表1に以下の物質が追加されました。(厚生労働省令第143号 平成27年9月

18日付)

1-メチルナフタレン

(施行日：公布日から)

【厚生労働省ホームページ:

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000098095.pdf>】